

2018年1月17日 全16頁

# 法律・制度 Monthly Review 2017.12

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
小林 章子

### [要約]

- 12月の法律・制度に関する主な出来事と、12月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 12月は、仮想通貨の会計処理案が公表されたこと（6日）、「バーゼルⅢ」が最終合意に至ったこと（7日）、「平成30年度税制改正大綱」が公表されたこと（14日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○12月の法律・制度レポート一覧	2
○12月の法律・制度に関する主な出来事	4
○1月以後の法律・制度の施行スケジュール	6
○今月のトピック	
「バーゼルⅢ」、ついに最終合意	8
○レポート要約集	10
○12月の新聞・雑誌記事・TV等	15
○12月のウェブ掲載コンテンツ	16

## ◇12月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
7日	ICOに関するSECの規制対応 ～SECは、一定の場合にはトークンが 「証券」に該当すると判断～	鳥毛 拓馬	金融制度	7
8日	「バーゼルⅢ」、ついに最終合意 ～2022年から適用。マーケット・リスク規制も 同年まで適用延期に～	金本 悠希	金融制度	6
11日	なるほど！つみたてNISA 第10回 分配金がもらえるとうれしい？ ～積立投資には、なるべく分配金が支払われない 投資信託がおすすめ～	是枝 俊悟	税制	2
12日	法律・制度 Monthly Review 2017.11 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	12
13日	なるほど！つみたてNISA 第11回 「つみたてNISA」なら中長期の投資に向く ～つみたてNISA対象商品の条件その1～	是枝 俊悟	税制	2
18日	なるほど！つみたてNISA 第12回 「つみたてNISA」ならコストが明確で低水準 ～つみたてNISA対象商品の条件その2～	是枝 俊悟	税制	2
	仮想通貨の会計処理案 ～原則として時価評価、純額での開示を提案～	小林 章子	会計	8
	銀行勘定の金利リスクの取扱い見直し【確定版】 ～原案通り確定。国際統一基準行は18年3月期、 国内基準行は19年3月期より適用～	金本 悠希	金融制度	11
	改訂日本版スチュワードシップ・コード 運用機関のガバナンス	横山 淳	金融商品 取引法	12
20日	なるほど！つみたてNISA 第13回 「つみたてNISA」なら幅広く分散投資 ～つみたてNISA対象商品の条件その3～	是枝 俊悟	税制	2
21日	法人税改正で3%賃上げは実現するか ～平成30年度税制改正大綱解説①－法人税編～	是枝 俊悟	税制	6
	改訂日本版スチュワードシップ・コード 運用機関の利益相反管理	横山 淳	金融商品 取引法	9
25日	なるほど！つみたてNISA 第14回（最終回） まずは店舗の窓口に行ってみよう ～つみたてNISAを始めるには～	是枝 俊悟	税制	2

26 日	米国税制改革法の概要と経済効果 ～約 30 年ぶりの抜本改革。 減税による GDP 成長率押し上げ効果は限定的～	鳥毛 拓馬 橋本 政彦	税制	6
	スピノフ税制の適格要件の緩和等 ～平成 30 年度税制改正大綱解説 ②—組織再編税制編～	金本 悠希	税制	4
29 日	外国税額控除の改正で投信のリターンが改善する ～平成 30 年度税制改正大綱解説③ —証券・金融税制編～	是枝 俊悟	税制	7

## ◇12月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇国税庁、「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」を公表。個人の確定申告の対象となる仮想通貨に関し、仮想通貨の売却・交換・分裂、仮想通貨を利用した商品の購入、取得価額、所得区分、損失の取扱いなどについてQ&A形式で解説するもの。
6日	◇企業会計基準委員会（ASBJ）、実務対応報告公開草案第53号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」を公表（意見提出期限は2018年2月6日まで）。
7日	◇ASBJ、実務対応報告公開草案第54号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」を公表（意見提出期限は2018年2月7日まで）。 ◇中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、「バーゼルⅢ」の最終化に合意。 ◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、ソブリン向け与信の規制上の取扱いに関する検討を完了し、現行の取扱いを維持する旨の決定等を公表。
8日	◇経済産業省、コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第2期）の第1回研究会を開催。座長は神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授。 ◇保険監督者国際機構（IAIS）、中間市中協議文書「システミックリスクに対する活動ベースのアプローチ」を公表。
11日	◇金融庁の金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループ、第1回会合を開催。座長は神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授。 ◇金融庁、自己資本比率規制に関して、金利リスクのモニタリング手法等の見直しを公表。国際統一基準行については2018年3月期から、国内基準行については2019年3月期から適用。
12日	◇法制審議会の信託法部会、「公益信託法の見直しに関する中間試案」を公表し意見募集（2018年1月9日から2月19日まで）。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、「IFRSの年次改善2015-2017年サイクル」を公表。
14日	◇自由民主党・公明党、「平成30年度税制改正大綱」を公表。各種控除（基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除）の見直し、NISA制度の改善（即日買付け可能、特定口座への自動移管）、投資信託等の外国税額控除見直し、事業承継税制の拡充、自社株対価の事業再編の課税繰り延べ、スピノフ税制の適格要件緩和、恒久的施設（PE）の見直し、外国子会社合算税制の見直し等が盛り込まれている。 ◇法務省、会社法施行規則及び会社計算規則の一部改正省令案を公表し意見募集（2018年1月19日まで）。会社法施行規則は、大株主（上位10名）の情報の開示について、事業年度の末日より後の基準日を定めた場合には、その基準日における情報での開示を認めるもの。会社計算規則は、繰延税金資産・負債の開示方法について定めるもの。 ◇IFRS財団、7名の評議員会新メンバーや、佐藤隆文氏が2018年1月1日より第二副議長を務める旨などを公表。
15日	◇金融庁、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）を公表（意見提出期限は2月14日まで）。2018年度終了後を目途に金融検査マニュアルを廃止し、定期検査中心のモニタリングからオン・オフ一体の継続的なモニタリングに移行する等の内容。 ◇金融庁、自己資本比率規制及び流動性規制（第3の柱）、報酬の開示に関する告示及び監督指針の一部改正案を公表（意見提出期限は2018年1月15日まで）。主要な指標（自己資本比率、レバレッジ比率、流動性比率等）の一覧表の開示等を求めるもの。2018年3月31日から適用予定。 ◇証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）の上位機関であるモニタリンググループ（MG）が、2017年11月に公表した国際監査・保証基準審議会（IAASB）のガバナンスや監督の見直しに関するコンサルテーション・ペーパーについて、2018年1月にラウンドテーブルを実施する旨を公表。

18日	◇金融庁、「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」の設置を公表。
19日	◇国税庁、「国際戦略トータルプラン」に基づく具体的な取組状況（平成29年12月版）を公表。平成28年の財産債務調書の提出件数は73,360件で財産総額が793,536億円、外国税務当局からの情報提供件数は20.6万件。 ◇国税庁、「平成28年分の国外財産調書の提出状況について」を公表。総提出件数9,102件、総財産額33,015億円。
20日	◇日本証券業協会（日証協）、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」を一部改正。新株予約権の取扱いを明確化。 ◇日証協、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正案公表（意見募集期限は2018年1月18日まで）。グリーンシート銘柄制度廃止対応。 ◇東京証券取引所（東証）及び大阪取引所、「高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応について」を公表し意見募集（2018年1月19日まで）。 ◇民法の債権関係（いわゆる債権法）の改正法の施行期日を定める政令が公布。原則として2020年4月1日から施行。 ◇バーゼル委、市中協議文書「ストレス・テストの諸原則」（コメント期限は2018年3月23日まで）及び報告書「監督当局と銀行によるストレス・テスト：プラクティスの多様性」を公表。
21日	◇金融庁のステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議、第13回会合を開催。ステュワードシップ・コード改訂の対応状況や個別の議決権行使結果の公表状況等について報告される。 ◇東証、「グリーンボンド・ソーシャルボンドのプラットフォームの開設について」を公表。2018年1月22日より、プロ投資家向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」において、JPXウェブサイト上にプラットフォームを開設するもの。 ◇東証、「ETF市場におけるマーケットメイク制度の導入について」を公表し意見募集（2018年1月20日まで）。 ◇バーゼル委、技術的改訂案「バーゼルⅢ：安定調達比率（NSFR）における異例な金融政策オペレーションの取扱い」を公表（コメント期限は2018年2月5日まで）。 ◇バーゼル委、報告書「実効的な監督カレッジ運営のための諸原則の実施状況」を公表。
22日	◇政府、平成30年度税制改正の大綱及び平成30年度予算案を閣議決定。 ◇金融庁、「平成30年度機構・定員、予算（案）について」を公表。2018年夏に金融庁の組織を再編し、総合政策局（戦略立案等）、企画市場局（フィンテック対応等）、監督局（各業態毎のモニタリングの一体化）とする等の内容。 ◇金融庁、自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の一部改正案を公表（意見提出期限は2018年1月22日まで）。デリバティブ取引の与信相当額の算出手法であるSA-CCRの導入に関するもの。2018年3月31日から適用予定。
26日	◇金融庁、金融庁における「職場つみたてNISA」の取扱規程、運営要領等を公表。 ◇日証協、「外国証券の取引に関する規則」を一部改正（施行は12月29日から）。ファンド選別基準の新設等、アジア地域ファンド・パスポートの導入対応。 ◇日本公認会計士協会、監査委員会報告第73号「訴訟事件等に係わるリスク管理体制の評価及び弁護士への確認に関する実務指針」の改正公開草案を公表（意見提出期限は2018年1月26日まで）。
27日	◇平成29年金融商品取引法改正の施行日が2018年4月1日に決定。HFT取引を行う者の登録制導入、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入等を定める。 ◇金融商品取引法施行令等が改正。平成29年金融商品取引法改正について、フェア・ディスクロージャー・ルールに関する細目（ルール対象となる上場会社等の範囲、情報受領者の範囲、公表方法）等を改正するもの。2018年4月1日から施行。
28日	◇「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」が公表される。「未来投資戦略2017」で挙げられた、会社法に基づく事業報告・計算書類と金融商品取引法に基づく有価証券報告書との「一体的開示」のための記載内容の共通化についての検討結果を取りまとめたもの。

28日	◇金融庁及び法務省、「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を公表。2017年度中の対応を予定。
-----	--

### ◇1月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2018年 (H30)	1月1日	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけが開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISAの第2期勘定設定期間が開始。 ◇つみたてNISAが開始。年間投資上限額40万円、非課税保有期間(最大)20年間。 ◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し。所得控除38万円の対象となる配偶者の収入の上限を103万円から150万円に引上げ。 ◇IFRS(国際財務報告基準、国際会計基準)9号「金融商品」発効。 ◇IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」発効。
	1月3日	◇EU第二次金融商品市場指令(MiFID II)/MiFIR、施行。
	1月4日	◇e-Taxでのダイレクト納付の際に利用する口座について、複数の口座からの選択が可能に。
	3月31日	◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行(国際統一基準行)。 ◇SA-CGR導入(予定)。ただし、現行のカレント・エクスポージャー方式も「当分の間」選択適用可。
	4月1日	◇(2018年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し(当期所得の55%→50%)。 ◇欠損金の繰越期間の延長(9年→10年)。 ◇(外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より)外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の改正が適用。 ◇ <u>事業承継税制の特例制度(全株・税額全額の納税猶予、複数人への承継等)の導入(予定)。</u> ◇ <u>相続税の小規模宅地等の特例適用要件を厳格化(予定)。</u> ◇ <u>親族等が実質支配する一般社団法人等への贈与・遺贈等に対する課税強化(予定)。</u> ◇ <u>所得拡大促進税制の見直し(予定)。</u> ◇金融商品取引法の一部改正が施行(フェア・ディスクロージャー・ルール、HFT規制等)。
	5月1日	◇確定拠出年金法の平成28年改正について、下記の改正が施行。 ・個人型への企業拠出が可能(小規模事業主掛金納付制度) ・企業年金制度間の年金資産の持ち運び(ポータビリティ)が拡充 ・企業型について事業者の加入者に対する継続投資教育が努力義務化 ・運用商品提供数の上限が設定 ◇国債の決済期間が、現行のT+2(約定日の2営業日後に決済)からT+1(約定日の1営業日後に決済)に短縮(約定分)。
	5月25日	◇EUの一般データ保護規則(GDPR)適用開始。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度(2014年分)投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。

2019年 (H31)	1月1日	◇NISAの口座開設申込時の即日買付けの実施(予定)。 ◇(2019年1月1日以後開始事業年度より)恒久的施設(PE)の見直しが施行(予定)。 ◇IFRS16号「リース」発効。
	3月31日	◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行(国内基準行)。 ◇G-SIBsへのTLAC規制導入(リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%)。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	4月~5月	◇株式等の決済期間が、現行のT+3(約定日の3営業日後に決済)からT+2(約定日の2営業日後に決済)に短縮。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度(8%)の導入。 ◇車体課税の見直し(自動車取得税の廃止、環境性能割の導入)。 ◇(2019年10月1日以後開始事業年度より)地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始(予定)。
2020年	1月1日	◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し(予定)。 ◇投資信託等の外国税額控除の見直し(予定)。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。 ◇改正民法(債権法)が施行。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効。
	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2022年	3月31日	◇バーゼルⅢ、完全施行(資本フロア規制は2027年までに段階的施行)。 ◇G-SIBsへのTLAC規制の比率引き上げ(リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%)。
2023年	10月1日	◇適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入開始。
2027年	3月31日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用(72.5%)。

※原則として、12月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース(一部見込みを含む)で記載。今回新規に追加したものは太字で記載。平成30年度税制改正大綱によるものは下線太字で記載。

## ◇今月のトピック

「バーゼルⅢ」、ついに最終合意

～2022 年から適用。マーケット・リスク規制も同年まで適用延期に～

2017 年 12 月 8 日 金本 悠希

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20171208\\_012538.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20171208_012538.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 バーゼルⅢの最終合意における合意事項

信用リスク	「標準的手法」「内部格付手法」の見直し CVA（信用評価調整）リスクに係る内部モデル手法の廃止
マーケット・リスク	見直しの適用開始時期を（2019 年から）2022 年に延期
オペレーショナル・リスク	新標準的手法を導入。既存の標準的手法、先進的計測手法を廃止
資本フロア	内部モデル手法で算出した場合のリスク・アセットは、標準的手法で算出した場合の 72.5%の水準を下限とする。 水準は、2022 年（50%）から 2027 年（72.5%）まで段階的に引き上げ。
レバレッジ比率	グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs。わが国では 3 メガが指定）に対してバッファを導入。バッファを下回ると社外流出を制限。 Tier1 資本で、自己資本比率に関する G-SIBs 上乗せ比率の 50%の水準が必要。

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢ改革のハイレベル・サマリー」(2017 年 12 月) を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 標準的手法の見直しの概要

	現行	見直し後
銀行向け債権	①国債の格付、又は②貸出先の格付を参照 リスク・ウェイト (RW) =20~150%	貸出先の格付を参照 RW=20~150%
事業法人向け債権	貸出先の格付を参照 RW=20~150% (無格付の場合、100%)	貸出先の格付を参照 RW=20~150% (無格付の場合、中堅企業は 85%、それ以外は 100%)
劣後債	RW=100% (銀行向けの場合) 格付を参照 (事業法人向けの場合)	RW=150%
株式	RW=100%	・ 投機的な非上場株式 RW=400% ・ その他の株式 (※1) RW=250%
リテール (中小企業、個人向け)	RW=75%	RW=75% (※2)

不動産担保債権 (居住用不動産)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RW=35% (LTV (※3) 100%以下)</li> <li>・ RW=75% (LTV (※3) 100%超)</li> </ul>	LTV (※3) を参照 RW=20~70% (※4)
不動産担保債権 (商業用不動産)	RW=100%	債務者のRW (但し、LTV (※3) 60%以下の 場合は60%が上限) (※4)
コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無条件で取消可能 掛け目=0%</li> <li>・ その他 掛け目=20%、50%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無条件で取消可能 掛け目=10%</li> <li>・ その他 掛け目=40%</li> </ul>

- (※1) 株式保有を政府が監視する、法制化されたプログラムに従った株式保有の場合、RW=100%。  
(※2) 合計エクスポージャー額が100万ユーロ超であるなど、「リテール」の定義に該当しない場合、RW=100%。  
(※3) Loan To Value。担保価値(不動産額)に対するローン総額の割合。  
(※4) 不動産担保債権について、返済資金が賃貸・販売収入に依存している場合、より保守的なRWを適用。  
(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による第二次市中協議文書『信用リスクに係る標準的手法の見直し』の概要」を参考に、大和総研金融調査部制度調査課作成

**図表3 内部格付手法の見直しの概要**

- ① **株式**について、内部格付手法を廃止、標準的手法のみを適用  
② 以下について、「先進的」内部格付手法の適用を廃止、「基礎的」内部格付手法又は標準的手法を適用  
(a) **金融機関向け債権(銀行、その他金融機関)**  
(b) **連結収入が5億ユーロ超の企業向け債権**  
③ 内部格付手法における銀行の推計値について、下限を設定し、推計手法を制約

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢ改革のハイレベル・サマリー」(2017年12月)を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

**図表4 レバレッジ比率のバッファに係る社外流出の制限割合(レバレッジ比率のバッファの水準が0.5%の場合の例)**

レバレッジ比率 (Tier1 資本)	社外流出の制限割合 (利益対比)
3%~3.125%	100%
3.125%~3.25%	80%
3.25%~3.375%	60%
3.375%~3.5%	40%
3.5%~	0%

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢ改革のハイレベル・サマリー」(2017年12月)

**図表5 資本フロアの段階適用**

時期	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年~
水準	50%	55%	60%	65%	70%	72.5%

(注) 時期はいずれも各年の1月1日。

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢ改革のハイレベル・サマリー」(2017年12月)を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

## 【7日】

## ICOに関するSECの規制対応

～SECは、一定の場合にはトークンが「証券」に該当すると判断～

ブロックチェーン技術などを用いる資金調達手段であり、株式の新規公開（IPO：Initial Public Offering）にも類似した、イニシャル・コイン・オファリング（Initial Coin Offering）に対する規制に関する議論が全世界で進んでいる。

2017年7月25日、米国証券取引委員会（SEC）は、仮想組織（virtual organization）の“The DAO”が募集・売出しを行ったトークンが、1933年証券法の「証券」に該当し、証券法の適用があり得るとの見解を示した。

SECが投資家保護を図りつつ、新たな資金調達手段としてのICOを今後どのように許容・対応していくのかについては、日本においても参考になり得るため、引き続き、その議論には注目する必要があるだろう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171207\\_012532.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171207_012532.html)

## 【8日】

## 「バーゼルⅢ」、ついに最終合意

～2022年から適用。マーケット・リスク規制も同年まで適用延期に～

12月7日、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ会合で、銀行の自己資本比率規制である「バーゼルⅢ」が最終合意に至った。信用リスク・アセットの算出方法である「標準的手法」と「内部格付手法」が大幅に見直され、「資本フロア」（72.5%）が導入された。2022年1月1日から適用される（資本フロアは2027年にかけて段階適用）。

想定されていなかった事項として、マーケットリスク規制の見直しの適用時期が2022年に延期された。G-SIBsに対するレバレッジ比率のバッファーが導入され、バッファー（最低水準である3%に上乗せ）を下回った場合、配当等による社外流出が制限される。

今回の見直しで、信用リスク・アセットの算出方法の見直し（株式のリスク・ウェイト引き上げなど）によるリスク・アセットの増大が生じる。しかし、各銀行は見直しの案の公表後、内部留保の積み上げ等で準備を進めており、大規模な増資が必要となる可能性は高くないだろう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20171208\\_012538.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20171208_012538.html)

## 【11日】

## なるほど！つみたてNISA 第10回

## 分配金がもらえるとうれしい？

～積立投資には、なるべく分配金が支払われない投資信託がおすすめ～

投資信託の購入者に分配金が支払われることもあります。分配金は、自分が投資信託を通じて保有している株式や債券などを売却して得たお金などから支払われます。このため、分配金が支払われると、その分だけ投資信託を通じて保有している株式や債券などが減ってしまいます。中長期的に資産を増やすためには、なるべく分配金を支払わずに、その投資信託の中で株式や債券などの資産価値の成長を目指していく投資信託がおすすめです。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171211\\_012544.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171211_012544.html)

## 【12日】

## 法律・制度 Monthly Review 2017.11

## ～法律・制度の新しい動き～

11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

11月は、金融庁が「平成29事務年度 金融行政方針」を公表したこと（10日）、マイナンバーの仕組みを用いた行政機関の間での「情報連携」及び「マイナポータル」の本格運用等が開始したこと（13日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20171212\\_012548.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20171212_012548.html)

## 【13日】

## なるほど！つみたてNISA 第11回

## 「つみたてNISA」なら中長期の投資に向く

## ～つみたてNISA対象商品の条件その1～

数ある投資信託の中から積立投資に適した商品を選ぶのは難しいかもしれません。その場合、「つみたてNISA」で投資信託を購入するとよいでしょう。「つみたてNISA」で投資信託を購入すれば、おのずと中長期的に安定的な収益を得ることを目指した資産運用が行えます。その理由は、「つみたてNISA」の対象商品になるために設けられた条件にあります。今回から3回にわたって「つみたてNISA」対象商品の条件を説明します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171213\\_012553.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171213_012553.html)

## 【18日】

## なるほど！つみたてNISA 第12回

## 「つみたてNISA」ならコストが明確で低水準

## ～つみたてNISA対象商品の条件その2～

投資にかかるコストも運用成果を左右します。「つみたてNISA」の対象商品なら、購入時にかかる手数料は原則無料（ETFのみ有料）で、保有時に継続的にかかる信託報酬も低水準です。さらに、投資にかかったコストがいくらだったのか、定期的な通知も行われます。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171218\\_012566.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171218_012566.html)

## 仮想通貨の会計処理案

## ～原則として時価評価、純額での開示を提案～

2017（平成29）年12月6日、企業会計基準委員会（ASBJ）は、実務対応報告公開草案第53号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」を公表した。

「資金決済法に規定するすべての仮想通貨」を対象として、仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が仮想通貨を保有する場合の会計処理、仮想通貨交換業者が仮想通貨を預かっている場合の会計処理、開示の方法について提案している。

具体的には、保有する仮想通貨について期末に「活発な市場」が存在する場合は市場価格（時価）で評価し、帳簿価額との差額は当期損益に計上すること、売却損益は約定日基準で認識し、損益計算書には売却損益の純額のみを表示すること等が提案されている。

2018（平成30）年4月1日以後開始事業年度の期首からの適用が提案されている（早期適用可）。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20171218\\_012571.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20171218_012571.html)

## 銀行勘定の金利リスクの取扱い見直し【確定版】

～原案通り確定。国際統一基準行は18年3月期、国内基準行は19年3月期より適用～

12月11日、金融庁が金利リスクのモニタリング手法等の見直しを公表した。6月30日に公表された改正案が、原案通り確定したことが明らかになった。

国際統一基準行について、2018年3月期から、銀行勘定の金利リスクが「Tier1資本の15%」を超えていないかモニタリングが行われる。国内基準行については、2019年3月期から、銀行勘定の金利リスクが「自己資本の20%」（現行比率を維持）を超えていないかモニタリングが行われる。

改正案と同様、国内基準行については、銀行勘定の金利リスクの計測手法が今回の改正では明らかになっていない。早期に明らかにされることが期待される。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20171218\\_012572.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20171218_012572.html)

## 改訂日本版スチュワードシップ・コード

### 運用機関のガバナンス

2017年5月29日、日本版スチュワードシップ・コードの改訂版が公表された。その中には、重要な改訂項目の一つとして、運用機関のガバナンス体制が盛り込まれている。

改訂版SSコードは、運用機関に対して、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備することを求めている。

上場運用機関については、既に会社法やコーポレートガバナンス・コードを通じて、（独立）社外取締役の選任や、任意の諮問委員会の設置などが求められている。それに対して、金融グループの100%子会社など非上場の運用機関の場合、必ずしもこうしたガバナンス体制が明示的に要求されていたわけではなかった。今後、親会社等からの独立性が実効的に担保されるような体制整備が求められる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171218\\_012569.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171218_012569.html)

## 【20日】

### なるほど！つみたてNISA 第13回

「つみたてNISA」なら幅広く分散投資

～つみたてNISA対象商品の条件その3～

「つみたてNISA」は、幅広く分散投資を行うインデックス投資信託やバランス型の投資信託が対象です。ただし、アクティブ型の投資信託は、投資対象を選別する分、インデックス投資信託やバランス型の投資信託よりリスクが大きくなりがちな点に注意が必要です。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171220\\_012580.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171220_012580.html)

## 【21日】

## 法人税改正で3%賃上げは実現するか

## ～平成30年度税制改正大綱解説①－法人税編～

2017年12月14日、自由民主党・公明党は「平成30年度税制改正大綱」（大綱）を公表した。本稿は、大綱における大企業に係る法人税の改正について解説する。

大綱では、賃上げと生産性向上を実現するため租税特別措置（租特）を見直すとした。所得拡大促進税制・研究開発税制・地域未来投資促進税制の要件等が見直され、新たに情報連携投資等促進税制を創設するとした。これら4つの生産性向上に関連する租特（生産性4租特）により、最大で法人税額の90%の税額控除が可能となる。

2016年度の税制改正により、2018年度から法定実効税率（標準税率による、以下同じ）は29.74%に引き下げられる。大綱による改正後の所得拡大促進税制と情報連携投資等促進税制を最大限活用した場合、これらを考慮した実効税率は20.39%となり、OECDやアジア諸国等と十分競争できる水準になる。もし仮に生産性4租特をフル活用できたとすると、実効税率は8.70%まで下がることとなる。

所得拡大促進税制を適用するには、継続雇用者の平均年収ベース（賞与、残業代等を含む）で対前年比3%以上の賃上げが求められる。労働基準法の改正等も考慮すると、企業には、生産性を向上して残業時間を削減し、かつ、残業代の削減分以上の賃上げを行って、従業員の年収を引き上げていくことが求められている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171221\\_012593.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171221_012593.html)

## 改訂日本版スチュワードシップ・コード

## 運用機関の利益相反管理

2017年5月29日、日本版スチュワードシップ・コードの改訂版が公表された。その中には、重要な改訂項目の一つとして、運用機関の利益相反管理が盛り込まれている。

改訂版SSコードは、運用機関に対して、①利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、②顧客・受益者の利益を確保するための措置について、③具体的な方針を策定、公表することを求めている。

金融商品取引業者については、既に金融商品取引法などを通じて、利益相反管理体制の整備などが求められている。基本的には、これらの既存の体制などをベースとしつつ、改訂版SSコードを踏まえた必要な見直しを行うという対応が考えられるだろう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171221\\_012594.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171221_012594.html)

## 【25日】

## なるほど！つみたてNISA 第14回

## まずは店舗の窓口に行ってみよう

## ～つみたてNISAを始めるには～

「つみたてNISA」を始めるためには、「つみたてNISA」を取り扱っている証券会社や銀行などで手続きを行うことが必要です。まずは証券会社や銀行の窓口に行き、つみたてNISAの申込をしたい旨を伝えてみるとよいでしょう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171225\\_012598.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171225_012598.html)

## 【26日】

### 米国税制改革法の概要と経済効果

～約30年ぶりの抜本改革。減税によるGDP成長率押し上げ効果は限定的～

2017年12月22日（米国時間）、既に議会を通過していた税制改革法案（Tax Cuts and Jobs Act）にトランプ大統領が署名したことにより、約30年ぶりの税制抜本改革が実現することになった。2018年より個人の連邦所得税の最高税率が現行の39.6%から37%に引き下げられるほか、現行35%の連邦法人税率が21%に引き下げられる。

議会両院税制合同委員会（Joint Committee on Taxation）が示した試算によれば、税制改革により、2018年度から2027年度の連邦財政収支は累積で1兆4,560億ドル悪化することが見込まれている。内訳では、個人税制の変更により1兆1,266億ドル、法人税制の変更により6,538億ドルそれぞれ財政収支が悪化することが見込まれている。

米国シンクタンクなどが試算する税制改革の効果を見ると、実質GDP成長率の押し上げは、今後10年間の平均で0.0～+0.3%pt程度とされており、減税規模に対してその経済効果は小さい。

減税規模が大きい個人税制では、特に富裕層への恩恵が大きいことが、経済効果を限定させる要因になると見込まれる。法人税制に関しては、現状、米国企業は総じてキャッシュフローに余裕があるため、法人税率の引き下げ、即時償却によって資本コストが低下したとしても設備投資を喚起する効果は限定的に留まると考えられる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171226\\_012604.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171226_012604.html)

### スピノフ税制の適格要件の緩和等

～平成30年度税制改正大綱解説②—組織再編税制編～

12月14日、自由民主党・公明党は「平成30年度税制改正大綱」を公表した。本稿では、組織再編関連の見直しについて解説する。

自社株対価の事業再編に関して株式譲渡所得課税を繰り延べる措置が、限定的な範囲で認められた。産業競争力強化法が改正されることが前提とされ、事業再編を行う法人が、同法に基づく計画の認定を改正法施行日から平成33年3月31日までに受けることが要件とされた。

スピノフ税制の適格要件が緩和された。事業を行うのに必要な許認可を先に取得するため、一旦、受皿会社を設立し、その後を受皿会社に事業を移転させてスピノフする場合も、適格組織再編成に該当しうることとなった。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171226\\_012603.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171226_012603.html)

## 【29日】

### 外国税額控除の改正で投信のリターンが改善する

～平成30年度税制改正大綱解説③—証券・金融税制編～

2017年12月14日、自由民主党・公明党は「平成30年度税制改正大綱」（大綱）を公表した。本稿は、大綱における証券・金融税制の改正について解説する。

大綱では、投資信託等の外国税額控除を見直すとした。外国株に投資する投資信託の場合、外国株の配当が投資信託に支払われる際に投資先の国で税が課されることがある。大綱では、この外国で課された税について、投資信託が投資家に分配金を支払う際に課す所得税から控除するとした。控除額の計算式等は法令等を待たなければならないが、この改正は個人投資家にとって無視できない程度の税引後リターンの改善につながる可能性がある。

大綱では、税務署による確認を待たずにNISA口座（一般NISA・つみたてNISA）を申込時に即日開設し、即日買付けできるようにするしくみを導入するとした。

大綱では、NISA（一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA）の非課税期間終了時に、何ら手続きを行っていない場合に移管する口座を特定口座にするとした。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171229\\_012629.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171229_012629.html)

#### ◇12月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日経プラス10 サタデー (12月2日)	所得税改正案等についてコメント	是枝 俊悟
SankeiBiz (12月4日配信)	NISAを学ぶ(3) つみたてNISA	是枝 俊悟
産経新聞ウェブサイト (12月6日配信)	家計の実質可処分所得の推移について	是枝 俊悟
産経新聞 (12月15日朝刊3面)	給与所得控除の改正についてコメント	是枝 俊悟
フジサンケイビジネスアイ (12月15日朝刊3面)	給与所得控除の改正についてコメント	是枝 俊悟
東京新聞 (12月15日朝刊2面)	給与所得控除の改正についてコメント	是枝 俊悟
週刊朝日 (12月15日号24ページ)	中高年における「つみたてNISA」の活用 についてコメント	是枝 俊悟
SankeiBiz (12月18日配信)	NISAを学ぶ(4) ジュニアNISA	是枝 俊悟
日本経済新聞 (12月23日朝刊21面)	配偶者控除の改正についてコメント	是枝 俊悟
日本経済新聞 (12月31日朝刊12面)	マイナンバー制度についてコメント	吉井 一洋
旬刊経理情報 (1月1日号)	経理関連の制度動向カレンダー	制度調査課
資本市場研究会 「企業法制の将来展望」 (2018年度版)	監査制度の見直し	吉井 一洋
Financial Adviser (1月号)	シンクタンク研究員による読み解き！ 最新制度 Vol. 34- 民法の成年年齢の引下げ議論— 「20歳」から「18歳」への引下げが検討中	小林 章子

## ◇12月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
12月1日 掲載	調査季報：監査制度の見直し～監査報告書の透明化を中心に～ <a href="http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20171201_012500.html">http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20171201_012500.html</a>	吉井 一洋
12月1日 掲載	調査季報：改訂日本版ステュワードシップ・コード ～3つの論点とその対応～ <a href="http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171201_012498.html">http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171201_012498.html</a>	横山 淳
12月5日 掲載	コラム：自社株対価TOBで敵対的買収は増加するか <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20171205_012518.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20171205_012518.html</a>	金本 悠希